

浜松市高压ガス保安法審査基準

平成30年3月26日 浜消局達第217号

浜松市消防局

目 次

第 1	総則	・・・ 1 - 1
第 2	高圧ガスの製造の許可	・・・ 2 - 1 ~ 3
第 3	高圧ガス製造施設等の変更の許可	・・・ 3 - 1 ~ 2
第 4	第 1 種貯蔵所の設置の許可	・・・ 4 - 1 ~ 2
第 5	第 1 種貯蔵所の位置等の変更の許可	・・・ 5 - 1 ~ 2
第 6	完成検査	・・・ 6 - 1 ~ 3
第 7	保安検査	・・・ 7 - 1 ~ 3
第 8	容器又は容器の附属品の検査又は再検査	・・・ 8 - 1 ~ 2
第 9	特別充填の許可	・・・ 9 - 1
第 1 0	容器検査所の登録又はその更新	・・・ 1 0 - 1 ~ 2
第 1 1	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更の申請	・・・ 1 1 - 1
第 1 2	販売事業の届出	・・・ 1 2 - 1 ~ 3
第 1 3	許可申請取下げの申出	・・・ 1 3 - 1
第 1 4	許可の取消しの申出	・・・ 1 4 - 1
第 1 5	参考資料	・・・ 1 5 - 1 ~ 5

第1 総則

1 目的

この浜松市高圧ガス保安法審査基準は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に係る申請について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定による審査基準を定めると共に、同法第6条の規定による標準処理期間を定め、及び手続きについて必要な指導事項を定める。

2 用語の定義

この基準における用語の意義は、法、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）の用語の例によるほか次に定めるところによる。

- (1) 液化石油ガス法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）をいう。
- (2) 条例 浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）をいう。
- (3) 細則 浜松市高圧ガス保安法施行細則（平成30年浜松市規則第24号）をいう。
- (4) 要綱 浜松市高圧ガス保安法事務処理要綱（平成30年3月26日付け浜消局達第218号）をいう。
- (5) 高圧ガス製造手続き手引書 高圧ガス製造許可申請等手続の案内（一般高圧ガス保安規則関係）（（一社）静岡県高圧ガス保安協会 発行・編集）をいう。
- (6) 高圧ガス販売手続き手引書 高圧ガス販売事業届出等手続きの案内（一般高圧ガス保安規則関係）（（一社）静岡県高圧ガス保安協会 発行・編集）をいう。
- (7) LPガス製造手続き手引書 液化石油ガス製造許可申請等について（（一社）静岡県LPガス保安協会 発行・編集）をいう。
- (8) 手引書 高圧ガス製造手続き手引書、高圧ガス販売手続き手引書及びLPガス製造手続き手引書をいう。

3 標準処理期間について

標準処理期間には、浜松市の休日定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日は含まないものとする。

第2 高圧ガスの製造の許可（第1種製造者）

1 概要

次の者は、事業所ごとに消防長の許可を受けること。

- (1) 高圧ガスの処理能力が1日100立方メートル（第1種ガスにあっては300立方メートル、第1種ガス及びそれ以外のガスにあっては1日100立方メートルを超え300立方メートル以下の範囲において一般則第102条に規定する値）以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者
- (2) 1日の冷凍能力が20トン（二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあっては50トン、二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニアにあっては50トン）以上の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者

根拠法令及び条項	法第5条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	高圧ガスの製造のための設備を設置しようとするとき。
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	製造する設備の種類及び処理能力等に応じて 7,400円から560,000円まで （第15 参考資料 申請手数料一覧 参照）
標準処理期間	21日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
高圧ガス製造許可申請書		一般則様式第1 液石則様式第1 コンビ則様式第1 冷凍則様式第1	
製造計画書		一般則 高圧ガス製造手続き 手引書参照 液石則 LPガス製造手続き 手引書参照 コンビ則 高圧ガス製造手続き 手引書の例による。 冷凍則	一般則第3条第2項 液石則第3条第2項 コンビ則第3条第2項 冷凍則第3条第2項
委任状		手引書参照	
法第7条による役員 の欠格事由非該当証明		手引書参照	法人の場合必要
登記事項証明書		原本	法人の場合必要

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて不要となる書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

- (1) 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）のための施設の位置、構造及び施設の技術上の基準
 - ア 一般則第5条から第8条の2まで及び第99条
 - イ 液石則第5条から第9条まで及び第97条
 - ウ コンビ則第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条
 - エ 冷凍則第6条から第9条まで及び第69条
- (2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）
- (3) 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）
- (4) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成24年12月26日付け20121204 商局第6号）
- (5) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号）
- (6) コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成24年12月26日付け20121204 商局第7号）
- (7) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第4号）
- (8) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 基本通達（平成26年7月14日付け20140625 商局第1号）

4 申請に係る留意事項

- (1) 第1種製造者の地位の承継
相続、合併又は分割があった場合に、第1種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証明する書面を添えて、消防長に届け出ること。（法第10条第2項）
- (2) 第1種製造者の製造開始又は事業の廃止の届出
第1種製造者は、高圧ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、消防長に届け出ること。（法第21条第1項）
- (3) 危害予防規程制定又は変更の届出
第1種製造者は、危害予防規程を定め、消防長に届け出ること。これを変更したときも同様に届け出ること。（法第26条第1項）
- (4) 保安教育計画
第1種製造者は、保安教育計画を定めること。（法第27条）

(5) 保安統括者等

第1種製造者は、その規模に応じて保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安企画推進員、冷凍保安責任者、保安係員及び保安監督者並びにその代理者のうち必要な者を選任すること。これらの者を選任又は解任した場合に届出が必要なものについては、消防長に届出ること。(高圧ガス製造手続き手引書参照)(法第27条の2、第27条の3、第27条の4、第33条)

(6) 高圧ガス製造許可申請書の記載事項の変更の届出

高圧ガス製造許可申請書の記載事項(名称、事務所(本社)所在地及び事業所等所在地)について変更があったときは、その旨を消防長に届け出ること。(細則第7条第1項)

第3 高圧ガス製造施設等の変更の許可（第1種製造者）

1 概要

第1種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第14条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするとき。
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	変更後の処理容積等の増加の値に応じて 3,200円から370,000円まで （第15 参考資料 申請手数料一覧 参照）
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
高圧ガス製造施設等変更許可申請書		一般則様式第4 液石則様式第4 コンビ則様式第3 冷凍則様式第4	
変更明細書		一般則 高圧ガス製造手続き 手引書参照 液石則 LPガス製造手続き 手引書参照 コンビ則 高圧ガス製造手続き 冷凍則 手引書の例による。	一般則第14条第2項 液石則第15条第2項 コンビ則第13条第2項 冷凍則第16条第2項
委任状		手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

(1) 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。）のための施設の位置、構造及び施設の技術上の基準

ア 一般則第5条から第8条の2まで及び第99条

イ 液石則第5条から第9条まで及び第97条

- ウ コンビ則第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条
- エ 冷凍則第6条から第9条まで及び第69条
- (2) 軽微な変更の工事の範囲
 - ア 一般則第15条第1項
 - イ 液石則第16条第1項
 - ウ コンビ則第14条第1項
 - エ 冷凍則第17条第1項
- (3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示
(昭和50年通商産業省告示第291号)
- (4) 高圧ガス設備等耐震設計基準
(昭和56年通商産業省告示第515号)
- (5) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成24年12月26日付け20121204 商局第6号)
- (6) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号)
- (7) コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成24年12月26日付け20121204 商局第7号)
- (8) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第4号)
- (9) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 基本通達
(平成26年7月14日付け20140625 商局第1号)

第4 第1種貯蔵所の設置の許可

1 概要

第1種製造者が法第5条第1項の高圧ガスの製造の許可を受けたところから従って貯蔵する高圧ガス及び液化石油ガス法の適用を受ける液化石油ガス以外であって、圧縮ガスは0.15立法メートル、液化ガスは1.5キログラムを超える量の高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。更に、容積300立法メートル（政令で定めるガスの種類に該当するものは、政令で定める値。液化石油ガスは10キログラムを容積1立方メートルに換算する。）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ消防長の許可を受けて設置する貯蔵所においてしなければならない。

根拠法令及び条項	法第16条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	第1種貯蔵所を設置する前にあらかじめ
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	25,000円
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
第1種貯蔵所設置許可申請書		一般則様式第7 液石則様式第7	
経済産業省令に規定する事項を記載した書面及び図面（貯蔵計画書）		一般則 高圧ガス製造手続き手引書参照 液石則 高圧ガス製造手続き手引書の例による。	一般則第20条 液石則第21条
委任状		手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

(1) 第1種貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 一般則第21条から第23条まで及び第99条

イ 液石則第22条から第24条まで及び第97条

(2) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

（昭和50年通商産業省告示第291号）

- (3) 高圧ガス設備等耐震設計基準
(昭和56年通商産業省告示第515号)
- (4) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成24年12月26日付け20121204 商局第6号)
- (5) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号)
- (6) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 基本通達
(平成26年7月14日付け20140625 商局第1号)

4 申請に係る留意事項

- (1) 第1種貯蔵所の譲渡又は引渡し
第1種貯蔵所の譲渡又は引渡しがあったときに、第1種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を消防長に届け出ること。(法第17条第2項)
- (2) 貯蔵所の用途の廃止の届出
第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出ること。(法第21条第4項)
- (3) 第1種貯蔵所設置許可申請書の記載事項の変更の届出
第1種貯蔵所設置許可申請書の記載事項(名称、事務所(本社)所在地、事業所等所在地及び貯蔵する高圧ガスの種類)について変更があったときは、その旨を消防長に届け出ること。(細則第7条第1項)

第5 第1種貯蔵所の位置等の変更の許可

1 概要

第1種貯蔵所の所有者又は占有者は、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、消防長の許可を受けなければならない。

根拠法令及び条項	法第19条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をする前にあらかじめ
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円 その他の場合 11,000円
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
第1種貯蔵所位置等変更許可申請書		一般則様式第10 液石則様式第10	
変更明細書		一般則 高圧ガス製造手続き 手引書参照 液石則 高圧ガス製造手続き 手引書の例による。	一般則第27条第2項 液石則第28条第2項
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

(1) 第1種貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 一般則第21条から第23条まで及び第99条

イ 液石則第22条から第24条まで及び第97条

(2) 軽微な変更の工事の範囲

ア 一般則第28条第1項

イ 液石則第29条第1項

(3) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

（昭和50年通商産業省告示第291号）

- (4) 高压ガス設備等耐震設計基準
（昭和56年通商産業省告示第515号）
- (5) 一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
（平成24年12月26日付け20121204 商局第6号）
- (6) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
（平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号）
- (7) 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 基本通達
（平成26年7月14日付け20140625 商局第1号）

第6 完成検査

1 概要

(1) 設置の工事の完成検査

第1種製造者又は法第16条第1項の許可を受けた者が高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、消防長が行う完成検査を受け、これらが法第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(2) 変更の工事の完成検査

第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（特定変更工事）を完成したときは、消防長が行う完成検査を受け、これらが法第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

根拠法令及び条項	法第20条第1項、法第20条第3項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	工事完了後、使用開始の前まで
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	処理容積等に応じて2,400円から420,000円まで （第15 参考資料 申請手数料一覧 参照）
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式		備考
製造施設完成検査申請書 又は 第1種貯蔵所完成検査申請書		一般則様式第13、液石則様式第13、 コンビ則様式第5、冷凍則様式第7 又は 一般則様式第14、液石則様式第14		
（添付書類）		一般則	高圧ガス製造手続き手引書参照	
		液石則	LPガス製造手続き手引書参照	
		コンビ則 冷凍則	高圧ガス製造手続き手引書の例による。	
委任状		手引書参照		

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

- (1) 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。）のための施設の位置、構造及び施設の技術上の基準
 - ア 一般則第5条から第8条の2まで及び第99条
 - イ 液石則第5条から第9条まで及び第97条
 - ウ コンビ則第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで及び第54条
 - エ 冷凍則第6条から第9条まで及び第69条
- (2) 第1種貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
 - ア 一般則第21条から第23条まで及び第99条
 - イ 液石則第22条から第24条まで及び第97条
- (3) 完成検査を要しない変更の工事の範囲
 - ア 一般則第33条
 - イ 液石則第34条
 - ウ コンビ則第17条
 - エ 冷凍則第23条
- (4) 完成検査の方法
 - ア 一般則第35条
 - イ 液石則第36条
 - ウ コンビ則第19条
 - エ 冷凍則第25条
- (5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）
- (6) 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）
- (7) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成24年12月26日付け20121204 商局第6号）
- (8) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号）
- (9) コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成24年12月26日付け20121204 商局第7号）
- (10) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について 例示基準（平成13年3月23日付け平成13・03・23 原院第4号）
- (11) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 基本通達（平成26年7月14日付け20140625 商局第1号）

4 申請に係る留意事項

- (1) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の受検の届出
高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高

圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが3(1)又は3(2)の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を消防長に届け出た場合は、消防長が行う完成検査に替えることができる。(法第20条第1項ただし書、同条第3項第1号)

(2) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査の結果の報告

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を消防長に報告しなければならない。(法第20条第4項)

(3) 認定完成検査実施者の認定を受けた特定変更工事に係る完成検査の記録の届出

認定完成検査実施者は、認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を行い、製造のための施設又は第1種貯蔵所が3(1)又は3(2)の技術上の基準に適合していることを確認し、消防長に検査の記録を届け出た場合は、消防長が行う完成検査に替えることができる。(法第39条の11第1項)

第7 保安検査

1 概要

第1種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、経済産業省令で定めるところにより、一般則、液石則及びコンビ則が適用されるものにあつては1年（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間）に1回、冷凍則が適用されるものにあつては3年以内に少なくとも1回、消防長が行う保安検査を受けなければならない。

根拠法令及び条項	法第35条第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	<p>(1) 一般則、液石則及びコンビ則が適用されるもの</p> <p>ア 第1種製造者</p> <p>基準日（前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行ったことのない施設にあつては、完成検査）の日から1年を経過した日）から1年を超えない日まで（告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、告示で定める期間が終了する日まで、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の30日前まで）</p> <p>イ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者</p> <p>基準日（前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行ったことのない施設にあつては、完成検査）の日から1年を経過した日）から1年2月を超えない日まで（告示で定める施設（休止施設を除く。）にあつては、告示で定める期間が終了する日から2月を超えない日まで、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の30日前まで）</p> <p>(2) 冷凍則が適用されるもの</p> <p>製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について保安検査証の交付を受けた日から2年11月を超えない日まで</p>
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	処理容積等に応じて7,700円から610,000円まで （第15 参考資料 申請手数料一覧 参照）
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
保安検査申請書		一般則様式第 3 8 液石則様式第 3 7 コンビ則様式第 1 7 冷凍則様式第 2 3	
検査のため必要となる図書		一般則	高圧ガス製造手続き 手引書参照
		液石則	L P ガス製造手続き 手引書参照
		コンビ則 冷凍則	高圧ガス製造手続き 手引書の例による。
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて不要となる書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

- (1) 受検する特定施設が複数ある場合、申請は特定施設の単位ごとにそれぞれ行う。
- (2) 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）のための施設の位置、構造及び施設の技術上の基準
 - ア 一般則第 5 条から第 8 条の 2 まで及び第 9 9 条
 - イ 液石則第 5 条から第 9 条まで及び第 9 7 条
 - ウ コンビ則第 4 条から第 7 条の 3 まで、第 9 条から第 1 1 条まで及び第 5 4 条
 - エ 冷凍則第 6 条から第 9 条まで及び第 6 9 条
- (3) 保安検査を要しない変更の工事の範囲
 - ア 一般則第 7 9 条第 1 項
 - イ 液石則第 7 7 条第 1 項
 - ウ コンビ則第 3 4 条第 1 項
 - エ 冷凍則第 4 0 条第 1 項
- (4) 保安検査の方法
 - ア 一般則第 8 2 条
 - イ 液石則第 8 0 条
 - ウ コンビ則第 3 7 条
 - エ 冷凍則第 4 3 条
- (5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 5 0 年通商産業省告示第 2 9 1 号）

- (6) 高圧ガス設備等耐震設計基準
(昭和56年通商産業省告示第515号)
- (7) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成24年12月26日付け20121204 商局第6号)
- (8) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号)
- (9) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 基本通達
(平成26年7月14日付け20140625 商局第1号)

4 申請に係る留意事項

- (1) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の受検の届出
特定施設につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を消防長に届け出た場合は、消防長が行う保安検査に替えることができる。(法第35条第1項第1号)
- (2) 認定保安検査実施者の認定を受けた特定施設に係る保安検査の記録の届出
認定保安検査実施者が、その認定に係る特定施設について、消防長に検査の記録を届け出た場合は、消防長が行う完成検査に替えることができる。(法第35条第1項第2号)
- (3) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査の結果の報告
高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を消防長に報告しなければならない。(法第35条第3項)
- (4) 特定施設の使用休止の届出
使用を休止した特定施設であって、消防長に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない施設にあつては、完成検査)を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行った日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が1年以上(告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上)であるものにあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで保安検査を行わないものとする。(法第35条第1項、一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項)

第8 容器又は容器の附属品の検査又は再検査

1 概要

内容積500リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。以下この段において同じ。）又は内容積500リットル以下の容器に装置されている附属品（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。以下この段において同じ。）の製造をした者は、消防長その他の機関が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要があり、これに合格したものととして刻印又は標章の掲示がされているものでなければ、譲渡し、又は引き渡してはならない。また、容器及び容器に装置されている附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものについては、消防長その他の機関が行う再検査を受け、これに合格し、刻印等がされているものでなければ、充填してはならない。

根拠法令及び条項	法第44条第1項、法第49条第1項、法第49条の2第1項、法第49条の4第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	(1) 製造した容器及びその附属品を、譲渡し、又は引き渡そうとするとき。 (2) 容器及び容器に装置されている附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものに高圧ガスを充填しようとするとき。
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	内容積等に応じて1個につき21円から16,000円まで （第15 参考資料 申請手数料一覧 参照）
標準処理期間	検査日から7日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
容器検査申請書		容器則様式第1	容器検査を受けるとき。
容器再検査申請書		要綱第15号様式	容器再検査を受けるとき。
附属品検査申請書		容器則様式第3	附属品検査を受けるとき。
附属品再検査申請書		要綱第16号様式	附属品再検査を受けるとき。
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

(1) 容器検査の方法

容器則第6条

- (2) 容器検査における容器の規格
容器則第7条
- (3) 容器検査の刻印等
容器則第8条
- (4) 附属品検査の方法
容器則第16条
- (5) 附属品検査における附属品の規格
容器則第17条
- (6) 附属品検査の刻印
容器則第18条
- (7) 容器再検査の期間
容器則第24条
- (8) 容器再検査の方法
容器則第25条
- (9) 容器再検査における容器の規格
容器則第26条
- (10) 附属品再検査の期間
容器則第27条
- (11) 附属品再検査の方法
容器則第28条
- (12) 附属品再検査における容器の規格
容器則第29条
- (13) 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
(平成9年通商産業省告示第150号)
- (14) 特別認可により製造・輸入された繊維強化複合容器の再検査について
(昭和10年6月26日付け事務連絡)
- (15) 容器保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月28日付け13・03・09原院第5号)
- (16) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 基本通達
(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)

第9 特別充填の許可

1 概要

消防長が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って高圧ガスを充填するときは、法第48条第1項に規定する内容積500リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）に充填する場合の基準、同条第2項に規定する内容積500リットル以下の再充填禁止容器（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）に充填する場合の基準及び同条第4項に規定する内容積500リットル以下の容器に充填する高圧ガスの基準は適用しない。

根拠法令及び条項	法第48条第5項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	特別充填をしようとするとき。
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	不要
標準処理期間	10日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
特別充てん許可申請書		容器則様式第4	容器則が適用されるとき。
特別充填許可申請書		国際容器則様式第1	国際容器則が適用されるとき。
事由を具した書面			特別充填をしても安全であることを確認するための資料
委任状		高圧ガス製造手続き 手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

- (1) 液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて
（平成9年3月31日付け 平成09・03・31立局第29号）
- (2) 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（内規）
を制定する規程
（平成23年12月7日付け 平成23・09・01原院第1号）
- (3) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 基本通達
（平成26年7月14日付け 20140625 商局第1号）

第10 容器検査所の登録又はその更新

1 概要

容器又は容器の附属品の再検査を行う容器検査所は、消防長が行う登録を受けなければならない。
容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失う。

根拠法令及び条項	法第49条第1項、第50条第3項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	容器検査所の登録又はその更新を受けようとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	16,000円
標準処理期間	14日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
容器検査所登録申請書		容器則様式第5 国際容器則様式第2	登録のとき。
容器検査所登録更新申請書		容器則様式第6 国際容器則様式第3	登録更新のとき。
検査設備明細書			容器則第33条に規定する事項を記載する。
委任状		高圧ガス製造手続き手引 書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

(1) 欠格事項

法第50条第2項

(2) 検査設備の基準

容器則第33条

(3) 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(平成9年通商産業省告示第150号)

(4) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)

基本通達

(平成26年7月14日付け20140625商局第1号)

4 申請に係る留意事項

(1) 検査主任者

容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。(法第52条第1項、第2項)

(2) 容器検査所の廃止の届出

容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出なければならない。(法第56条の2)

第 1 1 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更の申請

1 概要

内容積 500 リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを消防長に申請しなければならない。

根拠法令及び条項	法第 5 4 条第 1 項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053 - 475 - 7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするとき。
部数	2 部（正本 1 部及び副本 1 部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	容器 1 個につき 1,400 円
標準処理期間	10 日

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
高圧ガスの種類又は圧力申請書		容器則様式第 2	
変更後においても当該容器が容器則第 7 条の規格に適合することを証する資料			
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 審査基準

- (1) 高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格
容器則第 7 条
- (2) 容器保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
（平成 13 年 3 月 28 日付け 13・03・09 原院第 5 号）
- (3) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 基本通達
（平成 26 年 7 月 14 日付け 20140625 商局第 1 号）

第 1 2 高圧ガスの販売の届出

1 概要

高圧ガスの販売事業を営もうとする者は、販売所ごとに消防長へ届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第 1 種製造者（冷凍を除く。）がその製造した高圧ガスをその事業所において販売するとき。
- (2) 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積 5 立方メートル未満の販売所において販売するとき。

根拠法令及び条項	法第 20 条の 4
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053 - 475 - 7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	事業開始の日の 20 日前まで
部数	2 部（正本 1 部及び副本 1 部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	
標準処理期間	

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
高圧ガス販売事業届書		一般則様式第 2 1 液石則様式第 2 1 冷凍則様式第 1 3	
販売の目的を記載したもの		高圧ガス販売手続き手引書参照	一般則第 3 7 条 液石則第 3 8 条 冷凍則第 2 6 条 （事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。))により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは省略可)
法第 20 条の 6 第 1 項の省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの		高圧ガス販売手続き手引書参照	
委任状		高圧ガス販売手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

3 基準等

- (1) 販売業者等に係る技術上の基準
 - ア 一般則第40条及び第99条
 - イ 液石則第41条及び第97条
 - ウ 冷凍則第27条及び第69条
- (2) 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成24年12月26日付け20121204 商局第6号)
- (3) 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第2号)
- (4) 冷凍保安規則の機能性基準の運用について 例示基準
(平成13年3月26日付け平成13・03・23 原院第4号)
- (5) 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 基本通達
(平成26年7月14日付け20140625 商局第1号)
- (6) 「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」の制定について
(平成元年11月8日付け元保安第69号)

4 届出に係る留意事項

- (1) 販売事業者の地位の承継
事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を消防長に届け出ること。
(法第20条の4の2第2項)
- (2) 販売をするガスの種類の変更の届出
販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出ること。(法第20条の7)
- (3) 販売の事業の廃止の届出
販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出ること。(法第21条第5項)
- (4) 販売主任者及び取扱主任者の選解任届
販売業者(経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。第三十四条において同じ。)は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス販売主任者を選任し、遅滞なく、その旨を消防長に届け出ること。これを解任したときも同様に届け出ること。(法第28条)
- (5) 高圧ガス販売事業届出書の記載事項の変更の届出
高圧ガス販売事業届出書の記載事項(名称、事務所(本社)所在地及び事業所等所在地)について変更があったときは、その旨を消防長に届け出ること。(細則第7条第1項)
- (6) 販売変更届出書

高圧ガス販売事業届出書に添付する書類の記載事項（販売の方法及び貯蔵量等）について変更があったときは、その旨を消防長に届け出ること。（細則第7条第1項）

第13 許可申請取下げの申出

1 概要

法の規定による許可等の申請をした者が、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取り下げようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	許可等の申請をした後で、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取り下げようとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	なし
標準処理期間	

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可申請等取下申出書		要綱第21号様式	
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

3 申出に係る留意事項

納付された申請手数料については、還付できないものであること。

第14 許可の取消しの申出

1 概要

法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項又は第48条第5項の許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするとき。
部数	1部
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	なし
標準処理期間	

2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可取消申出書		要綱第27号様式	
許可書		取消しを受けようとする許可の許可書	返納すること。
委任状		高圧ガス製造手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

3 申出に係る留意事項

- (1) 納付された申請手数料については、還付できないものであること。
- (2) 本申出による許可の取消しは、法第9条及び第38条の規定による許可の取消しに該当しないもので、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号二に該当するものとして同号ただし書の規定により不利益処分以外の処分に当たるものとして行うものであること。

第15 参考資料

申請手数料一覧

表14-1 製造許可の申請及び特定設備の保安検査の申請に係る手数料

(単位：円)

申請の区分		手数料額		
		許可	完成検査	保安検査
製造許可の申請及び特定設備の保安検査				
ア	高圧ガス保安法第5第1項第1号に該当する者(イに掲げる者を除く。) 設備の処理容積が			
	10,000,000 立方メートル以上のもの	560,000	420,000	610,000
	1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満のもの	340,000	255,000	370,000
	500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満のもの	220,000	165,000	250,000
	100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満のもの	140,000	105,000	150,000
	25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満のもの	110,000	82,500	120,000
	5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満のもの	86,000	64,500	95,000
	1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	68,000	51,000	75,000
	200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満のもの	54,000	40,500	60,000
	100 立方メートル以上 200 立方メートル未満のもの	31,000	23,250	33,000
イ	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 設備の処理容積が			
	10,000,000 立方メートル以上のもの	91,000	68,250	95,000
	5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満のもの	75,000	56,250	80,000
	1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満のもの	60,000	45,000	64,000
	500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満のもの	44,000	33,000	47,000
	100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満のもの	27,000	20,250	31,000
	25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満のもの	21,000	15,750	22,000
	5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満のもの	16,000	12,000	20,000
	1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	13,000	9,750	15,000
	200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満のもの	11,000	8,250	12,000
ウ	高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者 設備の冷凍能力が			
	3,000 トン以上のもの	110,000	82,500	120,000
	1,000 トン以上 3,000 トン未満のもの	87,000	65,250	95,000
	300 トン以上 1,000 トン未満のもの	68,000	51,000	76,000
	100 トン以上 300 トン未満のもの	54,000	40,500	60,000

	20 トン以上 100 トン未満のもの	36,000	27,000	42,000
エ	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの		6,100	

保安検査の手数料について

(1) 保安検査を受検する特定施設の処理容積の合計に対応した区分に応じ徴収する。

例) 定置式製造設備である特定施設であって、処理容積が 150 立方メートルであるもの 2 施設の保安検査を受検する場合

$$150 \text{ 立方メートル} + 150 \text{ 立方メートル} = 300 \text{ 立方メートル}$$

よって、手数料額は 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備の区分の手数料額である 60,000 円となる。

(2) 定置式製造設備である特定施設及び移動式製造設備である特定施設の両方を有する製造事業者が、移動式製造設備である特定施設のみ保安検査を受検する場合は、移動式製造設備の処理容積に応じた表 14-1、アの区分による手数料を徴収する。

表 14-2 製造のための施設の位置等の変更の許可の申請に係る手数料

(単位：円)

申請の区分		手数料額	
		許可	完成検査
製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請			
ア	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者(イに掲げる者を除く。) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して		
	10,000,000 立方メートル以上増加する場合	370,000	277,500
	1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満増加する場合	220,000	165,000
	500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満増加する場合	150,000	112,500
	100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満増加する場合	93,000	69,750
	25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満増加する場合	69,000	51,750
	5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満増加する場合	61,000	45,750
	1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満増加する場合	57,000	42,750
	200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満増加する場合	39,000	29,250
	200 立方メートル未満増加する場合	26,000	19,500
	その他の場合	16,000	12,000
イ	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同条第 1 項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して		
	10,000,000 立方メートル以上増加する場合	65,000	48,750

	5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 万立方メートル未満増加する場合	53,000	39,750
	1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満増加する場合	44,000	33,000
	500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満増加する場合	31,000	23,250
	100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満増加する場合	18,000	13,500
	25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満増加する場合	14,000	10,500
	5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満増加する場合	12,000	9,000
	1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満増加する場合	9,200	6,900
	200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満増加する場合	8,200	6,150
	200 立方メートル未満増加する場合	5,100	3,825
	その他の場合	3,200	2,400
ウ	高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する同項の許可を受けた者 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して		
	3,000 トン以上増加する場合	69,000	51,750
	1,000 トン以上 3,000 トン未満増加する場合	62,000	46,500
	300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合	55,000	41,250
	100 トン以上 300 トン未満増加する場合	38,000	28,500
	100 トン未満増加する場合	30,000	22,500
	その他の場合	16,000	12,000
エ	高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの		6,100
第 1 種貯蔵所			
	設置許可の申請	25,000	18,750
	位置、構造又は設備の変更工事の許可の申請		
	ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	14,000	10,500
	イ その他の場合	11,000	8,250

表 14 - 3 容器又は容器に装置されている附属品の検査又は再検査に係る手数料
(単位：円)

申請の区分		手数料額
容器検査又は容器再検査		
ア	温度零下 50 度以下の液化ガスを充填するための容器 内容積が	
	1,000 リットル以上の容器	1 個につき 16,000 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 1,600 円を加えた金額

	500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器	1 個につき	16,000
	500 リットル未満の容器	1 個につき	6,600
イ	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）		
	内容積が		
	150 リットル以上の容器	1 個につき	320 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 57 円を加えた金額
	30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき	320
	5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき	260
	1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき	160
	1 リットル未満の容器	1 個につき	150
ウ	高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）		
	内容積が		
	30 リットル以上の容器	1 個につき	210 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加えた金額
	5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき	210
	1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき	160
	1 リットル未満の容器	1 個につき	140
エ	その他の容器		
	内容積が		
	1,000 リットル以上の容器	1 個につき	7,100 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた金額
	500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器	1 個につき	7,100
	150 リットル以上 500 リットル未満の容器	1 個につき	800
	30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき	210
	5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき	170
	1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき	110
	1 リットル未満の容器	1 個につき	80
	附属品検査又は附属品再検査		
ア	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品		
	内容積が		
	150 リットル以上の容器	1 個につき	31

	150 リットル未満の容器	1 個につき	24
イ	その他の容器に装置される附属品 内容積が		
	1,000 リットル以上の容器	1 個につき	1,100
	500 リットル以上 1,000 リットル未満の容器	1 個につき	540
	500 リットル未満の容器	1 個につき	21
	容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査		16,000
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1 個につき	1,400